

## 一般社団法人全国古民家再生協会島根第一支部との「空き家及び古民家の活用に関する連携協定」の締結について

令和2年9月10日に、一般社団法人全国古民家再生協会島根第一支部と空き家及び古民家の活用に関する連携協定を締結しました。

### 記

#### 1. 連携協定の目的

本市と全国古民家再生協会島根第一支部が相互に連携し、空き家及び古民家の活用による、移住・定住の促進、地域活性化、観光振興等を推進するため。

#### 2. 連携協定の締結について

- (1) 締結日 令和2年(2020)9月10日
- (2) 場 所 出雲市役所本庁3階 庁議室
- (3) 協定書 別添のとおり

## 空き家及び古民家の活用に関する連携協定書

出雲市（以下「甲」という。）と一般社団法人全国古民家再生協会島根第一支部（以下「乙」という。）は、次のとおり出雲市内の空き家及び古民家の活用に関する連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 甲及び乙は、出雲市への移住・定住の促進、地域活性化、観光振興等のために双方が連携して空き家及び古民家の活用に取り組むものとする。

### （用語の定義）

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 出雲市内に所在する建築物又はこれに付属する工作物であって、居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの、及びその敷地（立木その他の土地に定着するものを含む）をいう。
- (2) 古民家 日本の伝統的な工法で建てられた建築後概ね50年以上経過した建物とする。

### （連携事項）

第3条 甲及び乙は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる項目について連携する。

- (1) 空き家及び古民家を活用した移住・定住の促進に関すること。
- (2) 空き家及び古民家を活用した地域活性化、観光振興に関すること。
- (3) 空き家及び古民家を活用した情報共有、情報発信に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、甲乙協議上必要と認める事項に関すること。

### （協定の期間）

第4条 本協定の期間は、令和2年9月10日から令和3年3月31日までとする。  
2 前項に規定する協定の期間の満了の日までに、甲又は乙いずれからも書面による解約の意思表示がないときは、さらに1年間本契約を延長するものとし、以後同様とする。

### （秘密の保持）

第5条 甲及び乙は、本協定の履行にあたって知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。  
2 前項の規定は、本契約が終了した後についても適用する。

### （協議）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項について疑義が生じた場合については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、協定書 2 通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

令和 2 年（2020） 9 月 1 0 日

甲 島根県出雲市今市町 7 0 番地  
出雲市  
出雲市長 長岡 秀人

乙 島根県出雲市今市町 311 番地 9  
一般社団法人全国古民家再生協会島根第一支部  
支部長 金築 邦彦